

# 平成21年第1回 安堵町議会定例会会議録

平成21年3月18日(水) 午前10時  
於：安堵町議会 議場

## 1 応招議員 12名

1 番	安 井 修	2 番	山 岡 敏
3 番	岡 田 裕 明	4 番	森 田 瞳
5 番	吉 田 忠 世	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	溝 脇 久 利
9 番	田 中 幹 男	10 番	岸 田 充 隆
11 番	吉 田 宏 至	12 番	溝 本 隆

## 2 出席議員 11名

## 3 欠席議員 7番 松本正弘

## 4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長	島 田 悠紀夫		
教 育 長	中 川 克 己		
理 事	北 田 秀 章	税務課長	喜 多 君美代
住民課長	吉 岡 勉	理 事	高 間 俊 和
人権同和対策課長補佐	大 星 義 博	産 業 課 長	寺 前 高 見
理 事	山 崎 文 生	水 道 課 長	北 門 康 幸
教 育 次 長	金 振 壽美恵		

## 5 職務のため、会議に出席した者

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

## 6 会議事件

- 日程第 1 議案第 1 1 号：平成 21 年度安堵町一般会計予算について  
(委員長報告)
- 議案第 1 2 号：平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について  
(委員長報告)
- 議案第 1 3 号：平成 21 年度安堵町老人保健特別会計予算について  
(委員長報告)
- 議案第 1 4 号：平成 21 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
について  
(委員長報告)
- 議案第 1 5 号：平成 21 年度安堵町下水道事業特別会計予算について  
(委員長報告)
- 議案第 1 6 号：平成 21 年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算に  
ついて  
(委員長報告)
- 議案第 1 7 号：平成 21 年度安堵町介護保険特別会計(介護サービス事業勘  
定) 予算について  
(委員長報告)
- 議案第 1 8 号：平成 21 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について  
(委員長報告)
- 議案第 1 9 号：平成 21 年度安堵町水道事業会計予算について  
(委員長報告)
- 日程第 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 諸般の報告

-----

-----  
再 開 10時00分  
-----

議長（吉田宏至） それでは皆さん改めましておはようございます。

本日も早朝より御苦労様でございます。また、本日7番松本正弘議員より欠席届が提出されております。どうか御了承の程お願い申し上げます。

只今の出席議員 11名です。

定足数に達していますので、これより本会議を再開します。

議長（吉田宏至） 本日の議事日程にしたがって、議事を進めてまいります。

-----  
議長（吉田宏至） 日程第1 議案第11号：「平成21年度安堵町一般会計予算について」から議案第19号：「平成21年度安堵町水道事業会計予算について」までの9議案を一括議題と致します。

去る、10日の本会議において予算審査特別委員会に付託しましたので、委員長報告を求めます。

予算審査特別委員会 4番 森田 瞳 委員長

（森田 議員、登壇）

4番（森田 瞳） 4番森田でございます。

平成21年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算については、平成21年第1回定例議会の3月10日本会議において、オブザーバーの吉田議長、安井監査委員を含む全議員をもって構成する予算審査特別委員会に付託になりました案件、議案第11号から議案第19号までを去る3月11日に委員会を開催致しました。全員での審査でございましたので詳細な報告は避け、簡単に御報告させていただきます。

各議案につきましては担当理事並びに課長よりきめ細かく款項総括の説明、そしてまた、新規事業、廃止事業など主な増減の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第 11 号、一般会計予算であります。総額 28 億 2,700 万円で前年対比 3.1 パーセントの増となっております。歳入につきましては国・県の補助金や地方交付税等の増額は今後も見込めない状況であると思われま。自主財源であります町税等の収入確保に努め、基金等の取り崩しの減少に極力努められるようお願いいたします。歳出につきましても、予算が付いたら全てを簡単に執行するのではなく、この審査委員会で質疑等をされました科目においては、特に慎重に再度検討を重ね、執行されるよう要望致します。

次に議案第 12 号、国民健康保険特別会計予算であります。総額 7 億 3,900 万円で前年度対比 6.7 パーセントの減となっております。国保についても相互扶助である国保税においては収入確保に努めていただき、安心して医療が受けられるように今後も努力されるようお願いいたします。

次に議案第 13 号、老人保健特別会計予算であります。後期高齢者医療特別会計に移行するための残務会計予算として総額 630 万円で前年度対比 92.6 パーセントの減となっております。

次に議案第 14 号、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。総額 392 万円で前年度とほぼ同額であります。貸付金の回収については今後も鋭意努力されるようお願い致します。

次に議案第 15 号、下水道事業特別会計予算であります。総額は 3 億 7,660 万円で前年度対比 14 パーセントの減となっております。2 月末現在の普及率は 78.8 パーセントで、一日も早く全地域が開始できるよう努力をお願い、また、住民が速やかに接続し、利用されるよう強化をお願い致します。

次に議案第 16 号、介護保険特別会計予算保険事業勘定の総額は 4 億 9,700 万円で、前年度対比 12.4 パーセントの増となっております。介護対象者の増により保険給付費も増となりますが、介護サービスが低下とならないようお願いするものであります。

次に議案第 17 号、同じく介護保険特別会計予算介護サービス事業勘定であります。総額は 500 万円で前年度対比 47.7 パーセントの減となっております。

次に議案第 18 号、後期高齢者医療特別会計予算の総額は 6,850 万円で前年度対比 7.4 パーセントの減となっております。この制度が円滑に運営できるように広域連合会への負担金でございます。

最後に議案第 19 号、水道事業会計予算であります。支出ベースで総額 2 億 9,121 万円で、下水道事業に関連する事業量の増で前年度対比 13.2 パーセントの増であります。今後も安全な水道管理や供給に努められるようお願いするものであります。

以上、安堵町一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算の 9 議案

について審査致しました結果、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定致しました。ここに委員会の結果を報告致しますとともに、各位の御賛同を賜りますようお願い致します。

議長（吉田宏至） これより一括し、委員長報告に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。  
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 11 号：平成 21 年度安堵町一般会計予算について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を委員長の報告のとおり、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（吉田宏至） これより議案第 12 号：平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を委員長の報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（吉田宏至） これより議案第13号：平成21年度安堵町老人保健特別会計予算について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を委員長の報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（吉田宏至） これより議案第14号：平成21年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を委員長の報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（吉田宏至） これより議案第15号：平成21年度安堵町下水道事業特別会計予算について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案を委員長の報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

-----  
議長（吉田宏至） これより議案第16号：平成21年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案を委員長の報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

-----  
議長（吉田宏至） これより議案第17号：平成21年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案を委員長の報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（吉田宏至） これより議案第18号：平成21年度安堵町後期高齢者医療特別会計  
予算について採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案を委員長の報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願  
います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（吉田宏至） これより議案第19号：平成21年度安堵町水道事業会計予算につい  
て採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案を委員長の報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手  
願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

-----



議長（吉田宏至） 日程第2：「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題と致します。

議会運営委員長から、委員会において所管事務の事件について、会議規則第68条の規定により、お手元に配付致しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（吉田宏至） お諮り致します。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

-----

議長（吉田宏至） 日程第3：「一般質問」を行います。

一般質問をされる方を申し上げます。

山岡 敏 議員、田中幹男 議員の2名です。

順序につきましては、受付順に行います。

なお、質問時間は回答時間を含め40分と致します。

議長（吉田宏至） 山岡 敏議員の一般質問を許します。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 2番、山岡でございます。少し風邪をひきまして、聞きづらい点があるかと思っておりますけれども、精一杯声を出して質問させていただきたいと思

ます。

3点質問させていただくんですけども、まず第1点目の携帯電話についてをお伺いしたいと思います。携帯電話については、皆さんも御存知のとおり今の日常生活には非常に欠かせないものでございます。便利であるが故に携帯電話による犯罪等もしておることも事実でございます。携帯電話、まあ隠れた凶器と言いますか、電話や若しくはメール等で相手に分からないまま脅迫等もできます。したがって若い命を落とす子ども達もますます増加をたどっております。これにかんがみ、大阪府を初め、全国で携帯電話を学校に持ってくることについて議論されております。私も下校時には子どもたちには必要だろうとは思いますが、親との連絡を取るのにただ一つの方法であろうかと思っておりますけれども、学校の中には僕は必要ではないと思っております。したがって、教育委員会にお尋ね致します。小学校の学校内での携帯電話、おおよそで結構です。いくらぐらい持ってきておられるかお答え願えますか。

教育長（中川克己） はい。

議長（吉田宏至） 中川 教育長。

教育長（中川克己） 御質問にお答え致します。

小学校では携帯電話を学校に持ってくることを禁止を致しております。したがって、持ってきている者はおらないということにはなるんですが、実際のところはですね、保護者の申し出によりましてGPS機能と申しまして、位置情報を知るために保護者の申し出がありまして、その者については許可をしておりますので持ってきておりますが、これは公にはしておりません。どの児童が持ってきているかということは分からないように。学校の中では出さないように。登下校についてもこれは通信には使わないようにということですね、位置情報を確認するために保護者からの願い出によって4名の者が持ってきていますが公にはしていない。こういうふうな現状でございます。以上でございます。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 引き続き中学生ではどうですか。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（吉田宏至） はい。

教育長（中川克己） お答えを致します。中学校も同様にですね、中学校に携帯電話を持ってくることを禁止をしておりますが、特別な事情があって生徒や保護者から申し出がある場合は事情を勘案して許可をすると、そういう制度にしています。しかし、現在のところ学校として許可をしている生徒はおりませんので、現状としては持ってきている者はいないというふうに考えております。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 明快なお答えいただいておりますけれども、事実関係とは僕は違った点があるかと思っておりますけれども、一応教育長の調査の結果そういうことであるということを信じて一応この件については、電話を持ってきてないと。小学校については4名だけ事情があると言うことで持ってきておられるということにさせていただきますが、その時に先生とですね、教育委員会と今後についていろいろ議論を。議論と言いますか、話し合いをされてですね、先生方はどう思っておられるか、それらについてどうですか。

教育長（中川克己） はい、議長。

議長（吉田宏至） 中川 教育長。

教育長（中川克己） お答え致します。先程先生からもですねお話いただきましたように、大変便利な機器であると同時にですね、非常に危険性も同時にはらんでいると、あるいはアダルトサイトにもつながったりとかですね、犯罪にもつながっていくというふうなことはですね、小・中学校には十分伝えているわけでございます、学校もそのように認識をしておりますので、保護者・生徒にですね、そういう指導を重ねているというところでございます。

中学校につきましては、学期ごとに生徒に指導もしております。それから講演会を本年度は2回実施をしたと、こういうことでございます。小学校はですね、低年齢ということでそこまでの進めてはいないんですけども、今後十分な調査を

しながらその危険性を訴えていきたい。こんなふうに考えておりますし、原則学校へ持ち込まないということは、今後もそういう方針でいきたい。こんなふうに考えております。以上でございます。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 御存知のとおり先日、国も多分教育委員会宛に通達が出されると思います。全面禁止というような形ですね。ですからそれに先駆けて安堵町もそういう方向で進んでいただいているのであれば結構でございますけれども。やはり先程も述べましたように、非常にメール等でのいじめって言いますか、隠れた危険なんですね。非常に受けた側にしてみたら、全然相手はメル友だから当然相手も分かっているはずなんですけれども、それによって落ち込むということも多々あるかと思しますので、通達に基づいて全面的に持ち込みは禁止と。ただし、学校帰ればね、これは僕は絶対必要だと思いますので、学校内での禁止ということ徹底してやっていただきたいと思います。

引き続き定額給付金について。これはもう実は10日の初日の本会議の前に。その10日の日にこの一般質問提出をさせていただいております。したがって、10日の日に北田理事より4月の中ごろに書類を配布し、5月の中ごろには支給できるだろうという回答をされておりますので、この件については取り下げという形で次の質問に移させていただきます。

それでは3つ目の牛糞の問題についてお伺いしたいと思います。

これは過去何度か質問させていただいておるんですけども、また、二十数年間に亘ってあらゆる議員さんが質問されておると。これは過去の議事録ずっと全部見させていただきまして、本当に行政側も一生懸命やっただけだということ伺えるんですけども。そのおかげで業者の方も施設の改善ということで改善されております。しかし、その施設を有効に活用せずですね、そのまま川に流すという水路に流されているというようなのが事実でございます。皆さんも御存知のとおり水路を流れて岡崎川、岡崎川から日本一汚い大和川に流れ込むというようなことでございます。

先月ですね、県庁の荒井知事がこのようなパンフレット出されております。

（資料掲示）

この中にこれからの大和川の川づくりという一つのテーマを掲げておられます。これは昨年に大和川清流復活ネットワークというものもたてられておるわけですね。この内容見ますと、奈良県の盆地内の水路については全て大和川に流れ込むと。ですからこのネットワークの中を見ますと、大小全ての川にスポットを当てて汚れの原因を追究するというふうにならわれております。そうしますと当然、内の岡崎川、そういうことも当然対象に入ってきますし、それに関連する水路等ですね、それらも対象に入ってくると思います。そうすると、御存知のとおり非常にこの頃少し頻繁に水路に流されております。これをそのまま見過ごして行くというのは非常に僕は。もし、この調査が対象内に入ってしまうとですね、非常に困りますし、また、業者がそれは不法投棄であると、法律上違反しているんだということを承知の上でほっているのかというようにしか僕は思えないわけなんですけれども。住民も非常に困っております。

そこで吉岡課長にお聞きします。

業者はですね、不法投棄をしていることは法律違反であると承知の上で投棄されていると僕は思うんですけれども。課長自身指導に行かれてどんなように思われますか。お答えください。

住民課長（吉岡 勉） はい。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 吉岡課長個人の意見を述べさせていただきますか。それとも…

2番（山岡 敏） 結構です。

住民課長（吉岡 勉） 環境対策の課長の答弁ですか。両方合わせて答弁させていただきます。

只今議員さんの方から御指摘の不法投棄。分かりつつ不法投棄していると、重大な過失やということで、3月・6月にも答弁させていただいております。この産業廃棄物法に基づくものであればもう一度産業廃棄物という法律ですね。産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律を紐解いていただいたらお分かりかと思いますが、一般廃棄物と産業廃棄物の区分、これは条文で定められております。その中で今言った牛糞であれば産業廃棄物の区分に該当します。25項目あります。産業廃棄物から出る燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙く

ず、木くず等ございまして、動物の糞尿ということでここに列記されています。これが産業廃棄物、法で言う第 11 条から 34 条まで定めている産業廃棄物の分類でございます。その分類の中で、先生がおっしゃったようにこれは河川に流すことは、県の知事が言われたとおり河川を汚すものであるということで列記されている。これは違法であります。それは県の所管する監督官庁の行政の分野でございます。当町と致しましては一般廃棄物、行政は私は担当課長ですので処理する責務がございます。産業廃棄物につきましては県の所管でございます。ちなみに最近の事例集も含めて県の環境庁の方からの産業廃棄物の取締り、規則については十分県の方に公文で行っておりますし、インターネットで見られたらそこに一目瞭然で明記してございます。それから産業廃棄物法対策特別委員会、最近の県議会における 19 年 11 月 30 日金曜日 13 時 32 分から 14 時 52 分まで県の廃対課の部長並びに課長、それから県会議員、川口委員長、藤井守副委員長、山本委員長、田中委員長、中野委員長、荻田委員長、丸野委員長、秋本、山下委員長が産業廃棄物対策特別委員会なる会議をされております。その中でも、かいつまんで言います。奈良県下における産業廃棄物の事例はあるのかということで、一つは、奈良県が管理監督してない、ちゃんとできていないということで、中野議員から指摘されて、硫酸ピッチ、山添村から奈良市に合併されたその時に 1,750 本も硫酸ピッチがあったと。これは奈良市が行政代執行したということでいろいろ論議されて、この費用が 8,600 万円も掛かるといわれる現状を踏まえて、奈良県下はそれでいいのかということで、担当の松永部長が責任は県にあると明記されました。だから産業廃棄物たるものは県の監督管理であることがここに明白でございます。ちなみに他にも事例がございまして、西吉野の何やら山というところに廃棄物、廃タイヤですね。野積みされてこれも…

2 番 (山岡 敏) 議長。

議長 (吉田宏至) 山岡議員。

2 番 (山岡 敏) 私は奈良県全体のことを聞いているじゃありません。現在安堵町である事実はどのような行政指導をされるのか、その点さえお答えいただいたらいいわけであって、よその県がどうたらとか、対策本部設けてる。これは、内ら行政は何も関係ないということはないんですよ。あくまでも指導権はあるんですよ。安堵町にあるんですから。ただ、法の 16 条なり、そういうものを適用できない、これは県が適用できる。それだけのことであって、今現在どのような指導をされているのか。「もうほったらあきませんよ。」と何回も言いに行ってお

られると僕は思うんですけれどもね。いまだにこれ事実ほっておられます。その点にだけついてお答え願いたいと思います。

住民課長（吉岡 勉） はい。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 町担当課としましては、原因が畜産業がほかすことについては環境対策でございます。それは両課によって現地に赴き、県の環パト（※環境パトロール）も保健所も、県の対策課も指導に当たっております。ほかす、ほかさんは私は見ておりませんが、搬入する車ですね、タイヤとか重機のミッションとか絡むんで、それは洗っていますと、その洗い水が出るということで、それは出さんといってくださいと、あくまでもそれは堆肥ということで、「肥料としてしてくださいよ」いうことで重々指導はしております。ただ、モラルの問題でそこは明確にないというのが現状で、当課としましては担当課若しくは産業課と両課によって指導に当たっております。だから業者については重々悪いということは確認しております、それが移転ということで計画を立てておられると。目下努力されているのをそこを静観しているところでございます。以上です。

2番（山岡 敏） 議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 今、そういう話を出されたということは、僕自身もちょっと今まで苦しんできたことが、水の泡というような形です。なぜかと言いますと、私も先月、二、三回畜産課、景観・環境部ですね。こちらに行っております。ですから畜産の方では今おっしゃろうとすることは既に僕は把握しておるわけです。しかしこれはまだ進行中ですから公開できないわけですね。今、吉岡課長おっしゃたので僕は、ちょっと僕自身も伏せてるにもかかわらず、こういうようなこと。だからあくまでも決定してから答弁していただきたいと。私も畜産課にも何回も行って、現在の進行状態等を聞いております。場所も大体分かっております。しかし、あくまでも決定はしてませんので言えない。僕も質問できない。ただ、したいのは「なぜ流すんだ」と、「なぜほるんだ」とこれは今先程おっしゃったように車洗で流れているとおっしゃってますけども、そやないですよ。実際に一遍流れてるときにね、課長とこ一遍電話しますわ。どんだけの臭いにおいするか。そ

ら食事も摂れないくらいですよ窓開けたら。今、冬ですから窓開けませんからねいいですけども。これからちょっとこう窓開ける機会が多くなるとね、何とも言えないと思います。特に担当されている寺前課長なんかは御存知だと思います。このにおいの臭さというのは。吉岡課長一遍電話しますから、一遍においに来てください。そういうことを言われるとね、ちょっと僕はね。ほってないと言うんじゃないですよ。現実にはほってるんですよ。県庁も逮捕しても構いませんよというところまで聞いてます。はっきりとおっしゃっております。そこのところで、今のやつをもう一度説明してください。洗ろたやつが落ちてるのか、放棄してるのか。

住民課長（吉岡 勉） はい。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 山岡議員に言われるまでもなく県の廃対課へ私どもも電話するなり、向こうの方のくしくも山岡補佐という方から電話ありまして。この方は県警から出向されている補佐でございます。前任の榊添補佐と引継ぎを受けられましたかと、これは県の対応することではございませんかと。というのは山岡補佐から電話あったのは3月上旬でございます。3月25日、県の第二次廃棄物処理計画ということ、これは法に基づいて処理計画を作っております。この計画表…

（書類を掲示）

インターネットで見てもらったらわかりますように、各主体の役割ということで、町村の役割、県の役割、ここに明確にされてます。そうしたときに山岡補佐は曰く、これはまだ見てないかどうかは知りませんが、県の役目はちゃんとここに列記されています。だから先程おっしゃった廃棄物処理法の16条、投棄禁止、「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。」と法律はございます。この法に対しましてはどこがするんですか。私は反対に聞きました。どこの何ん人、これはまあ言うては悪いんですけども「何ん人も」とございます。どこの方であっても被害者であれば告訴、提訴もすることが可能なんですよと。「町が何でしないんか」と。「何でしないかて、それは今まで二十数年間おっしゃったとおり問題が長期にわたって解決できなかった事案でございますので、これはどこがやろうと、そんだけ補佐がしっかり言われるんでしたら、前の前任者から聞いて、補佐、県の方でやっていただいたらどうですか。」と、県はあくまでも楽観視してるわけです。奈良市の場合は、先程言った、御指摘されましたが中核都市で、あこは



権利条例。奈良市は特別な権限を持って行政代執行されたんです。町村はそれはできないと。だから専門的な産業廃棄物処理の規制、管理それは県の役目なんですよ。だから私は今まで「もう少し長い目で見てもらえませんか。今、業者は努力しておるんです。」ということで、そしたら向こうの答弁は「もうええわ。」と、「町に言われてしてられるか。」そういう投げ捨てた高圧的な回答をいただいたんで、私は静観視してると言ったままでございます。以上でございます。

2 番（山岡 敏） 議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2 番（山岡 敏） 我々は、逮捕を望んでいるんじゃないんですね。要は不法投棄を止めてほしいと、それにはやはり行政側が根気良く行っていただいでですよ、「これこれはこうですよ。」と、先程おっしゃっている法の 16 条も私は読みました。懲役 5 年以下、罰金 1 億円以下のうんぬんと。職人であれば 1,000 万円ですか。これもちゃんと勉強してきております。したがってですね、私は逮捕を望むというんじゃなくて、不法投棄を止めてほしいと。本当に住民は困っているんだと。このにおいはほんま耐えられないですよ。それが二、三日で流れてしまい終わってしまいますけれどもね。ですからこれらについてやはり行政側が根気良くですね、「ほるなよ」と。ちゃんと施設使えば完璧に処理できますと、これ畜産課がはっきり言うてますので。ですからその施設をやはり日にちが掛かってもやっぱりやってもらわないとですね、もうほれば一番簡単でいいだろうけども、やはり後で被害受けるのは我々ですので、今後の行政側のですね、根気の良い指導を願って私の質問を終わらせもらいます。

議長（吉田宏至） これで、山岡 敏 議員の一般質問を終わります。

-----

議長（吉田宏至） 続いて田中幹男 議員の一般質問を許します。

9 番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） 9 番、田中です。私、今唯一のバス路線であります法隆寺駅からかしの木台のバス路線の問題について質問をさせていただきます。

この間、2 月からですね、最終便が 9 時台が 2 本あったんですが、1 本に減り、昼間も便数が大幅に減っており、利用しにくくなっております。また、奈良交通も大幅な赤字を抱え、このまま推移すれば廃止ということも有り得る状態になっております。安堵町の唯一のバス路線で、町としても何らかの対応が必要だと考えますが、いかがお考えなのか見識をお伺いしたいと思います。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 確かに、かしの木台←→JR 法隆寺駅間のバス路線、安堵町の唯一の公共交通機関ということは十分認識致しております。

既に平成 16 年には JR 法隆寺間、近鉄平端間これは廃止されております。その間そのときは、NC バスでございました。それ以後、かしの木と法隆寺間これは絶対しないでいただきたいということ。また、法隆寺・平端間の廃止に伴う増便を憂慮を図っていただいたところがございます。ところが平成 19 年に NC バスから赤字がどうしてもかさむということで、NC バスから奈良交通へと譲渡されております。奈良交通は親会社でございますので、そこへ譲渡したということで、田中議員から質問頂きまして、即奈良交通へも連絡も致しております。その折にも安堵町民の利便のため唯一の交通手段やということで現状の維持を強くお願いしております。以上です。

9 番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） 先月の 5 日の日に私ども共産党の生駒郡の議員団で、奈良交通並びに NC バスに対して奈良の本社において交渉を持ちました。その中で明らかにされた数字は 19 年度において 1,850 万円の赤字、そして昼間の 9 時から 5 時までの平均乗車数は 2.7 人。こういう実態になっております。また、9 時台 2 台から 1 台に減らされておるわけですけども、この時間帯についても 2.75 人という数字が出されております。

採算ベースで考えますと、始発から終電までに十二、三人乗っていただかないと合わない。こういう実態なんです。ですから本当に私が逆に奈良交通の経営者であったら、廃止せざるを得ない状況がね今の現実だというふうに思うんですよ。奈良交通の話ではね、「もちろん今、利用者もおられるわけで、直ぐに廃止という形にはならないけども、また、未来永劫これが続けるとも言えない」と、当然維持が困難になった場合については、行政にもお願いしたいということをおっしゃっております。

私はやはり、安堵町で唯一のバス路線ですからね、何としても維持して欲しいというお願いをしたわけですが、公共交通の持つそういう公共性と同時に奈良交通も一つの私企業でありますからね、当然採算のベースも考えていかなければいけないということがあると思います。

やっぱり一つには利用者が少ないという問題がねやっぱりあるんです。これをやっぱりなるべくバスを利用していただくと、少ない原因はバス路線が不便だということもあるかと思えます。そういう検討も同時にしていかなきゃいけないし、また同時に行政としても財政的な支援を含め、今から検討していかないとね。今それほど、この乗車率見ますと利用客が少ないということになるわけですが、これからやっぱり 10 年後考えた場合ね、私はどうしても必要になってくるというふうに考えております。その辺について再度認識をお伺いしたいと思います。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） おっしゃるとおりでございます。その状況をあくまでも現状の維持をお願いすると同時に、議会の方も、皆さんの方も要望書なり、これまたお願いしたいということは考えております。

将来的にどうやということ、廃止等も有り得る話でございます。私も聞いたところ、今田中議員おっしゃるとおりかなり赤字やと。ただし、ここ数年は廃止は考えていないという一応回答はいただいております。今から手を打てということでございますけども、当面は金等についてはちょっと苦しい財政状況もございます。まずは、住民の方も認識いただいて利用していただく。これ一番大きなことだと思います。次には、町行政も議員も踏まえ、安堵町としてこれはまた奈良交通への要望もしていかなければならないということで認識をしております。

以上です。

9 番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） 安堵町で唯一のバス路線と。同じ生駒郡で見ますと、斑鳩でも平群でも三郷でもバス路線たくさん走ってるんですよ実際には。安堵町ではこの 1 本だけと。そういう中で斑鳩でも平群でもコミュニティバスを運行されておると。三郷町はコミュニティバスは無いけども、普通のバスに援助をしてバス路線の少ないところに走らせてもらっていると。こういう行政の対応をされているわけです。また、山添村に至っては、人口も予算規模も無い中で年間 6,000 万円という支出をされております。そういう意味合いにおいても安堵町でもやっぱり今後のことを考えるとね、やっぱりそういう足の確保というのは非常に重要な問題になってくると思います。是非とも先の話だということじゃなくてね、やっぱり今からほんとに準備を進めて行かなければ私は間に合わなくなると考えます。その点で是非とも努力をお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 理事。

理事（北田秀章） コミュニティバスにつきましてはね、18 年 9 月、19 年 6 月、同じように田中議員さんから「どやの」という質問をいただいております。

その時点では現在のところ考えておらないという回答をさせていただいたところでございます。山添さんではかなりのお金を掛けてコミュニティバス等を走らせているということをおっしゃっておられますけれども、これまた現状、あそこの御存知のように山奥の中で、どこへ出るにしたかて 1 時間以上も掛かります。当町の場合は 2 キロ四方でございます。歩いててもせいぜい 20 分あれば法隆寺駅へも行けるはずでございます。そういった観点から町内だけのコミュニティバスは、当分運行については現在のところは考えていないと。ただし、この公共交通機関のこの「奈良交通のバス路線が廃止になる」。これはまた考え方がその時にそれこそ検討していかなければならないという思いで考えております。

以上です。

9 番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） 是非とも前向きに考えていただくことを要望して質問を終わります。  
ありがとうございました。

議長（吉田宏至） これで、田中幹男 議員の一般質問を終わります。

-----

議長（吉田宏至） これで一般質問を終結いたします。

-----

議長（吉田宏至） 日程第 4：「諸般の報告」を行います。  
議会から報告します。

第 2 回町村議会議員特別セミナーへの議員派遣結果を岡田議員から報告していただきます。

3 番（岡田裕明） はい、議長。

（岡田議員登壇）

3 番（岡田裕明） 3 番、岡田です。

報告書

平成 21 年 1 月 23 日、安堵町議会議長殿。

平成 21 年 1 月 15 日から 16 日に開催されました平成 20 年度第 2 回町村議会議員特別セミナーに議員派遣されましたので報告致します。

安堵町議会議員 岡田裕明

コース名 平成 20 年度第 2 回町村議会議員特別セミナー

研修期間 平成 21 年 1 月 15 日、16 日。

研修場所 全国市町村国際文化研究所 滋賀県大津市唐崎 2 丁目 13 番 1 号

受講者 全国 26 都道府県 111 名

参加者 岡田裕明、安井修、山岡敏、森田瞳、吉田忠世、松田和代、溝脇久利、  
田中幹男、岸田充隆。

日程 1月15日 13時15分から14時45分

「町づくり地域づくりを考える」株式会社玉の湯代表取締役社長桑野和泉氏  
内容

国際競争力のある町づくり

湯布院温泉発展策、人口が減らない。若い人が増えている。

最も住み良い町こそ優れた観光地です。開かれた町、オンリーワンの宿づくり。

野菜作りは地産地消、湯布院映画祭、由布院駅、潤いのある町づくり条例など  
すばらしい取組をされていると思います。

1月15日 15時から16時30分

「分権時代の地域医療、保健」自治医科大学地域医療学センター長 梶井英治氏。  
内容

話の中心は「意識」と「和」です。

医療に対する満足度について。自治体病院の経営状況は赤字の病院は74.6パー  
セントです。

高齢社会と健康問題の変化。医師不足の現状について。プライマリケアについ  
て。これからの福祉はオーダーメイド化へ。我が国の医療の改善に向けた論点整  
備などです。

1月16日 9時から10時30分

「変わる地方行政、変える地方議会」明治大学政治経済学部教授 中邨 章氏  
内容

1 政治不信の国際的動向

2 地方行政の世界的評価

3 地方政治の機能と問題

地方政治の課題 A 二元制の虚構、B 首長制

議会改革、透明性とサラリーマン議員の誕生などですが、サラリーマン議員は  
現実には難しいかと思います。

4 緊縮経済と地方行政の課題です。

1月16日 10時45分から12時15分

「町の行財政運営について」基調報告、意見交換。

島根県奥出雲町長 岩田一郎氏、コーディネータ全国国際文化研修所学長 大  
野慎一。

内容

地域を良くする奥出雲町。平成20年度一般会計予算は148億円。地方交付税

(41 パーセント)、給与の是正。ラスパイレス指数 89.6。

福祉の充実 町立奥出雲病院、老人福祉施設、道路整備、テレビ電話などです。

以上でございます。

議長（吉田宏至） 次に、行政から報告はありませんか。

理事（北田秀章） ございません。

議長（吉田宏至） これで諸般の報告を終わります。

-----

議長（吉田宏至） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 21 年第 1 回安堵町議会定例会を閉会します。

長時間お疲れまでした。ありがとうございました。

閉 会

-----

午前 10 時 54 分

-----